

高知声と点字の図書館利用者サービス等実施要綱を次のように定める。

平成30年 7 月24日

高知市長 岡 崎 誠 也

高知声と点字の図書館利用者サービス等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市立点字図書館条例施行規則（昭和50年規則第1号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、高知声と点字の図書館（以下「声と点字の図書館」という。）における図書等及び読書機器等（以下「資料等」という。）の貸出しその他のサービスの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

(視覚障害者等)

第3条 規則第10条第1項第1号に規定する視覚障害者等とは、別表1に掲げる障害等の状態にあり、かつ、著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項に規定する視覚著作物を視覚によりその表現が認識される方式によって利用することが困難な者をいう。

(利用登録)

第4条 規則第11条第1項の登録（以下「利用登録」という。）を受けようとする者は、所定の利用登録申込書により館長に申し込むものとする。ただし、利用登録を受けようとする者が声と点字の図書館に来館できないときは、電話、ファクシミリ、郵便、電子メール等により、又はその代理人が申し込むことができる。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、当該申込みをした者の利用登録を行うものとする。この場合において、個人貸出しに係る利用登録の申込みについては、別表2に定める確認事項によりその内容を確認するものとする。

(貸出手続)

第5条 利用登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、資料等の貸出しを受けようとするときは、館長に申し出るものとする。ただし、登録者が声と点字の図書館に来館できないときは、電話、ファクシミリ、郵便、電子メール等により、又はその代理人が申し出ることができる。

(登録の取消し等)

第6条 館長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消し、又は資料等の貸出しを停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用登録を受けたとき。
- (2) 貸出しを受けた資料等を転貸したとき。
- (3) 規則第12条第1項に規定する貸出期間を経過し、貸出しを受けた資料等の返却の督促を受けたにもかかわらず当該資料等を返却しないとき。
- (4) 高知市立点字図書館条例（昭和42年条例第41号）、規則又はこの要綱に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が不適当と認めたとき。

(ボランティアの登録)

第7条 規則第13条の登録を受けようとする者は、所定の様式により館長に申し込むものとする。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、当該申込みをした者を所定のボランティア名簿に登録するものとする。

3 館長は、登録ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 登録ボランティアとしての活動（以下「ボランティア活動」という。）を中止する申出があったとき。
- (2) 1年以上ボランティア活動の実態がないとき。

(その他のサービスの利用等)

第8条 登録者のうち、個人貸出しの利用登録を受けたもの（以下「個人貸出登録者」という。）は、声と点字の図書館において、次に掲げるサービスを利用することができる。

- (1) サピエ図書館サービス（特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する視覚障害者情報総合ネットワークに声と点字の図書館を通じて会員登録した個人貸出登録者に対し、当該ネットワークが録音図書等のデータ等を提供するサービスをいう。）
 - (2) 対面音訳サービス
 - (3) 資料製作サービス（オーテピア高知図書館（高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館をいう。）が所蔵する図書館資料又は個人貸出登録者が所有する資料について点訳、音訳又はデジタル化の方式による製作を行うサービスをいう。）
- 2 登録者は、資料等の貸出しを受けるに当たっては、郵送貸出サービスを利用することができる。
- 3 前2項に規定するサービスを利用する場合は、個人貸出登録者又は登録者は、館長に申し出るものとする。ただし、第1項第2号に掲げるサービスを利用する場合は、個人貸出登録者は、あらかじめ当該サービスの利用を希望する日時を申し出るものとする。

（資料製作サービスによる製作）

第9条 館長は、前条第1項第3号に掲げるサービスの利用について同条第3項の規定による申出があったときは、当該申出に係る資料について他の点字図書館等において個人貸出登録者の求める方式で製作されておらず、かつ、製作される予定がない場合（館長が必要と認める場合を含む。）に限り、当該方式により製作することができる。

2 前項の製作は、点訳、音訳又はデジタル化の方式のうちいずれかの方式によるものとし、同一資料について複数の方式で製作しないものとする。

（郵送貸出サービスによる貸出し）

第10条 館長は、第8条第2項に規定するサービスの利用について同条第3項の規定による申出があったときは、当該申出に係る資料等が郵便法（昭和22年法律第165号）第27条第2号又は第3号に掲げる郵便物に該当する場合に限り、郵送により貸し出すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長は、郵便法第27条第3号に掲げる郵便物に該当しない録音図書その他の資料について、特に必要と認めるときは、郵送により貸し出すことができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

別表 1

障害等の状態
視覚障害
聴覚障害
肢体障害
精神障害
知的障害
内部障害
発達障害
学習障害
いわゆる「寝たきり」の状態
一過性の障害
入院患者
その他館長が認めた障害

別表 2

利用登録確認項目リスト

確認事項
身体障害者手帳がある。 [] 級
精神障害者保健福祉手帳がある。 [] 級
療育手帳（愛の手帳）がある。 区分 []
医療機関・医療従事者からの証明書がある。
福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある。
学校・教師から障害の状態を示す文書がある。
職場から障害の状態を示す文書がある。
学校における特別支援を受けている，又は受けていた。
福祉サービスを受けている。
ボランティアのサポートを受けている。
家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている。
活字をそのままの大きさでは読めない。
活字を長時間集中して読むことができない。
目で読んでも内容が分からない，あるいは内容を記憶できない。
身体の病臥 ^び 状態，まひ等により，資料を持ったりページをめくったりできない。
その他原本をそのままの形では利用できない。

（障害の種類）視覚，聴覚，平衡，音声，言語，咀嚼^{そしゃく}，上肢，下肢，体幹，運動－上肢，運動－移動，心臓，腎臓，呼吸器，膀胱^{ぼうこう}，直腸，小腸，免疫